

平成 21 年度第 17 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 12 月 2 日（水）17 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

ただ今から「第 17 回税制調査会」を開会いたしたいと思います。

本日から、主要事項に関する議論の集約を図っていききたいと思います。

本日は、まず、租特透明化法、法人課税、国際課税、資産課税、納税環境整備について審議を行いたいと思います。

それぞれの項目について、古本、小川両政務官が御説明する方向でとりまとめに向けた審議を行い、来週早々の最終処理案につなげていきたく思っております。

意見や御質問などは、今日活発な議論を展開していただいて、そしてそれを来週中には集約できるようにということでもとめていきたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、カメラさん、ここまでにしていただければと思います。

（カメラ退室）

○峰崎財務副大臣

最初に審議に入る前に報告をしたいと思います。

まず、昨日の企画委員会において、税制調査会における意思決定の方法について改めて整理されましたので御報告したいと思います。

読み上げます。

①税制調査会としての意思決定に当たっては、全体会合における委員のコンセンサスが得られるよう最大限の努力を行うことといたします。

これは、今までのところは前回どおりであります。

②税調全体会合において議論がまとまらない場合には、企画委員会において議論を行い、会長及び会長代行が協議の上、方向を定め、税調全体会合で確認します。

以上で了承されましたので、御報告をさせていただきたいと思います。

菅副総理からは、民主党政権としては、やはり決定すべきときには、きちんと決定できると、このことはしっかりと確認していただきたいということが付されておりますので、よろしく御了承願いたいと思います。

次に、昨日の税制調査会では、一昨日の一次査提案の積み残し審議を急遽行いましたが、大島内閣府副大臣が御出席できませんでしたので、何か御意見があれば伺いたいと思います。

どうぞ。

○大島内閣府副大臣

内閣府の税制要望につきまして、随時調整チームで御対応をしていただいている古

本政務官と小川政務官の御尽力には、心より感謝申し上げます。

地方税に関しましては、小川政務官と協議を行いまして、PFIや地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の要望に関しては、合意に達しましたところでございます。これは報告をさせていただきます。

国税に関しまして、まず、特定非営利活動法人につきまして、認定特定非営利活動法人の裾野を広げることを主眼に、認定手続の簡素化や、審査期間の短縮については、一定の御理解をいただいていると認識させていただいております。

初回申請における実績判定期間の特例に関しましては、今年度末に期限が切れることから、是非、1年の延長をお願いをさせていただきたいと考えております。

課題となっております、みなし給付金制度の控除限度額の引き上げに関しましては、少なくとも中長期的な課題として、税調の寄附金税制に関するPTで議論を継続してもらうことを要望いたします。

沖縄に関しましては、沖縄のガソリン税に係る軽減措置については暫定税率の取扱いが未確定となっていることから、評価が現在Eとなっておりますが、沖縄にとっては、重要な措置であり、是非とも継続されることが必要と考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

古本政務官、何かございますか。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。特に議論がありました、認定NPOのみなし寄附ですけれども、これは是非、まずは参加していただける方を増やすという意味では、申請の手続の簡素、軽減、そしてより多く裾野を広げていって、その先に更に、事業性について減税という議論を、是非、構えさせていただきたいと思っておりますので、その中で充実した議論にいたしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

よろしゅうございますか。また、引き続き。

副大臣、どうぞ。

○大島内閣府副大臣

感謝を一言、さっき申し上げたように、ありがとうございました。

○小川総務大臣政務官

こちらこそ、ありがとうございました。

○増子経済産業副大臣

すみません、遅れまして、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、意思決定の方法について、峰崎座長のブリーフィングのと通りの、今日、報告があったとおっしゃっておられましたけれども、ちょっと違うんじゃないかと私は思うんです。企画委員会で方向づけをして、その上で、三大臣という話でしたが、峰崎副大臣と話をし

たときには、我々も入った中で三大臣と協議をして、その上で、まとまらなければ、またレベルの高いところでというところが確認されたと思うんですが、そこはどうなっているのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

非常に省略をしておりますけれども、当然、異論が起きているところの該当副大臣が入っていただくようなプロセスというのは必ずそこに入りますから、それはこの間お話ししたとおりでございます。

今日は、審議を一応確認しましたので、また、議論をこのまま延々と続けるということはまずいので、とりあえずそこのところは関係する副大臣の方々は当然そういう議論のプロセスの中で、ヒアリングをしたりすることも、最終的な場で、先ほど申し上げました企画委員会の場において、改めてそこで議論いたしますので、そこはきちんと議論する場合は、必ず保証されるということだけは頭に入れておいてください。

○増子経済産業副大臣

ちょっと違うと思うんです。

○峰崎財務副大臣

どうしてですか。

○増子経済産業副大臣

三大臣にプラス我々も場合によっては、副大臣も入ってということで、たしかお話をされましたね。

○峰崎財務副大臣

企画委員会において議論を行うときに、勿論この中に三大臣も入るんです。最後はそここのところで、3人の大臣に最終的に委ねるというプロセスを取ってもらって、そこで一応決定したことを、最後はみんなで確認しましょうということで、最後に確認というのは税制調査会の全体会合で記録にも残りますので、そういう形にさせてもらいたいと思います。

○増子経済産業副大臣

それならば、なおのこと副大臣もそこに参加してという形をちゃんと行っていただかないと、そこが抜けてしまうと、また関係ないようになってしまうという恐れがありますから。

○峰崎財務副大臣

この間お話ししたように、当然ここでまとまらない場合の企画委員会の中では、当然該当する、それは場合によっては複数になるかもしれませんが、副大臣が入るということで、それは今日の記録で確認しておいていただいて結構でございます。

○増子経済産業副大臣

そこを言及していただかないと、そこが残りませんから、では、副大臣も入ることもあるということでもいいんですね。

○峰崎財務副大臣

それは十分あると思います。

○増子経済産業副大臣

では、ちゃんと残していただかないと。

○峰崎財務副大臣

記録は残っておりますから、ですから、今、申し上げたように、この間お話ししたときに、先ほど私は、副大臣がおられないときに言ったんですが、菅副総理の方からは、とにかく意思決定は、我が党はきちんとできるんだなというところを、それは確認しておいてくれということで、これで大丈夫なのかということでございますので、先ほどちょっとお話ししたけれども、正式な企画委員会のメンバーというのは決まっておりますから、その企画委員会のところにお呼びをして、いろんな話し合いをする場は必ずありますということです。

○増子経済産業副大臣

ですから、そこはちゃんとしていただかないと、2人だけの話だとかではなくて、皆さんにもちゃんとわかるようにしていただかないと。

○峰崎財務副大臣

当然そのプロセスを経るということは確認しておいて結構でございます。

○増子経済産業副大臣

当然のことでも、ちゃんと皆さんの前で、そこの部分を言及していただかないと、わかったもの同士だけではだめだと思いますので、では、副大臣も入るということも含めてということでよろしいんですね。

○峰崎財務副大臣

該当する意見の一致を見ないで、意見反映をしたいという副大臣は入れますから。

○増子経済産業副大臣

そういうことでいいんですね。

○峰崎財務副大臣

それはいいです。ただ、これは正式なメンバーではないということだけは。

○増子経済産業副大臣

勿論、それは企画委員のメンバーではありませんけれども。

○峰崎財務副大臣

最後に、一応、全体の一致を求めるための会合で、何が問題だったのかということをごと明らかになりますので、ただ、そこでも三大臣に最終的には、方向性としては確認してもらおうということだけは、一応確認しておいていただきたいと思います。

それでは、早速本日の議題に入りますので、租特透明化法について、古本、小川両政務官から説明をお願いします。それぞれ、5分程度でお願いできればと思います。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。政務官の古本です。

資料の横書きの租特透明化法案、いわゆるというものですが、ごらんいただきたいと思います。

めくっていただきまして1ページでございますが、これは既に目的について議論をしまいましたが、おさらいをしておきたいと思います。

租特は、これまでそれぞれこの場で丁寧な議論を諸先生方には参加をしていただきました。適用の実態を明らかにするというのが第一でありまして、そのための調査及び結果を国会へ御報告申し上げるということを定めてまいりたいと思っております。

適用の実態が明らかになれば、更には政策効果を議論する上で、適宜、適切な見直しを図っていくことができるんであろうと、このことが結果として国民の皆様の納得のできる公平で透明性の高い税制の確立に資するというふうに考えております。

対象とする租特でございますけれども、今回、今後議論をしていく中で特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたものとするということなんですけれども、まさに今、議論している租特、この辺を中心に議論する、その対象とするということでございます。

適用額の明細書の提出義務ということで記載がございます。こちらにつきましては、法人税申告書を提出する法人の方であって、法人税関係の特別措置、これは増収効果のあるもの等を除くということではありますが、すると当然に租特には増税をしている例の暫定税率を始め、交際費の損金不算入など、まことにもって国庫に貢献いただいている租特もありますので、そういったものではなくて、減収の方について対象を絞って適用額の明細書を当該法人税の申告書に添付をいただくようにいたしたいと思っております。

平成23年の4月1日以降終了する事業年度の申告から適用してはいかがかと考えておりまして、来年の常会、ハウスの中で御議論いただいた後の運びに当然なるわけがありますけれども、その前提で御議論をいただいた暁には、23年の4月1日以降終了する事業年度の申告から適用してはいかがかという整理でございます。

めくっていただきまして、適用実態調査の実施、こちらにつきまして財務大臣が法人税関係の租特につきまして明細書を集計するという事になってございます。これによりまして、適用法人数あるいは適用額等、総額の適用の概要、実態を調査するとともに、その内容を子細に把握することができるということでございます。

若干端折りまして、5番の報告書の作成と国会への提出でございますけれども、これらの調査を毎年度、毎会計年度ごとにかけてまして把握した情報をその租特ごとに集計いたしまして、適用の実態調査をハウスに御報告申し上げたいということでございます。

適用実態調査の情報の提供並びにその際に伴います情報の管理・利用制限等も、これは万事いろんな企業に図ってまいることは、言うまでもございません。

かなり話題になっております報告の在り方について、3ページであります、イメージを添付してございます。これまで社名の個社の公表については、中小企業を中心に、親会社からの値引き要請を受ける等々の大変な懸念の声、あるいは経団連サイドからもそれなりの立場の声、この場で聴取をしてまいりましたことをこの場に御報告をしてまいりました。

そういった御意見も、勿論ユーザー側にある一方で、かねてより税の公平性の観点から、明らかにすべきだという御意見、それぞれの御意見がございまして、ここに御提案させていただいておりますのは、匿名性をもって、ほぼ網羅的に公開するという案でいかがかという本日の提案でございます。

例えば、個別の租特の名前が、例の〇〇の特別控除というところに入ってまいりまして、資本金の階級別にどういった大きさの会社がそれを使っておられるかということがまずわかります。業種についても、それぞれ農水、建設等々で整理がつきます。

それぞれについて、大体何社が、どのくらいの租特が入っているかということによって、業界別、業態別、資本規模別の概要を網羅できます。

更に話題となりました、上位〇位までと書いておりますけれども、これは上位10にするのか、20にするのか、これは今後の実務作業になろうかと思っておりますけれども、上位何位までの適用額を順位づけて並べるということでございます。

その際に、A社、B社というふうに匿名ではありますけれども、個票といいますか、個番を、個別の番号を振りますので、結果として、複数の租特に特定の者が偏っているようであるというのは、この場で何回か指摘した事例がございます。

例えば特定のA社が幾つかの租特で横断的におまけを受けているということであれば、これをもって判明することができるということでございます。

以上、この方向性で進めてまいりたいと思っておりますが、是非御議論いただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税もお願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税関係でございますが、お手元の資料の1ページに整理をいたしております。法人関係の住民税と事業税に関しまして、租特によります影響額を推計することで対応したいと思っております。報告書を作成して国会に提出、そして必要書類については財務大臣にその資料の協力を求めるということでございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、この件についての議論を是非活発に展開してください。

個社名の、一応考え方としては、匿名で上位20社なら20社という形にしようと思っております。かなりここは、いろいろこれまで議論してきたことですから、こ

ういう方向でいいかと思うんです。

○山田農林水産副大臣

匿名ということは、名前を明らかにしないということ。

○峰崎財務副大臣

はい、名前を明らかにしない。A社、B社ということになります。

○山田農林水産副大臣

名前は明らかにすべきではないかな。

○峰崎財務副大臣

それは、いろいろ今まで議論がございましてけれども、そういう意見もあってもいいと思うんですけれども、いろいろと意見をもらいたいところなんです。

では、副大臣どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

私は、今年度はこういう結論でよろしいのではないかと思います。さっきのお話ですと、要は個社ごとに特定の記号なり符合が付くわけですから、全体像は把握できますので、一步前進ということだと思います。

私もこの席で意見を言わせていただきましたが、従来のマニフェストの観点から言えば、最終的には完全透明化を目指したいと思っておりますが、逆に歳出サイドで補助金をもらっている先との平仄という観点から言うと、そちらが明らかになっていない、ないしは明らかにされていない点からすると、今回はバランスの取れた御判断だと思います。

来年に向けての意見をちょっと言わせていただくと、これの正確な状況が把握できたとして、例えば特定の租特について利用している先が1社しかないとか2社しかないというふうになってきたときに、そういう事実が判明した場合に、もはやそれは租特とは言えないんです。個別の企業に対する、まさしく事実上の補助金でありますので、そういう実態が判明したときに、来年度以降、また次のステップが必要になると思いますので、そういうことをあらかじめ御検討、スタートをしていただければと希望だけ述べます。

○峰崎財務副大臣

中川副大臣。

○中川文部科学副大臣

2点、1つは産業別で、その産業でトータル何社あって、利益を上げているのは何社で、利益を上げている企業の中で、こういう形で租特の恩恵を受けているということになると思うんですが、そこまでわかる資料というのがいいのではないかというのが1つ。

もう一つは、第一歩は、A社、B社、C社でいいと思うのですが、どこまで法定化して、どこまで政省令で規定をするかということがあるかと思うんです。

例えばやり方としては、A社、B社にするのか、個別の名前にするのかというようなところですが、ここまで法定化せずに、ここの部分は政省令で落としておいて、さっきの話で全体の状況が変わってきたときに、すぐに個別で、ぼんと名前が出せるように仕組んでいくという方法もあるんだと思うんです。その可能性が有りますということも含めて、メッセージとして出せるとすれば、そういう方法もあるのではないかということ提起しておきたいと思います。

○小川総務大臣政務官

企画委員会で、議論の時間が十分ではなかったのも、御発言をお許しいただきたいと思うんですが、当面こういう対応で私もいいと思います。ただ、当初志した個社名の公表という旗そのものを完全に下ろすよりは、状況を見てと、今後の実態を見て中長期の課題と、旗を下ろさないことには私はこだわっていただきたい。

それで、今、中川副大臣がおっしゃった点なんですけれども、個社名の公表に踏み切るかどうかは極めて重要な法律事項でして、ここが政省令で左右できるということになること自体には、それはそれなりにデメリットがありますので、非常に有意な御提言とは思いましたが、ここは極めて重要な法律事項だと。ですから、将来、個社名の公表に踏み切る際には、むしろ法律改正を正面から堂々とやるべきだということ、申し訳ございませんが、ちょっとお聞きしておまして。

○峰崎財務副大臣

どうぞ、国民新党の下地さん。

○下地国民新党政務調査会長

企画委員会でもずっと話をしてきたんですけれども、租特の透明化というのは、なぜこの税を用いるかというのがはっきりと、産業界で用いるかというのが大事なことであって、企業名を挙げることではないと、民主党のマニフェストに書いてあるのかもしれないけれども、私はそういう意味では透明化の意味がちょっと違うのではないかと、企画委員会でもずっと申し上げてきております。しかも租特の方は、法人税で利益が出た後の恩恵ですから、自分が努力していないとこの租特の意味もなさないわけでありますから、そういう意味では、全部将来に向かって企業名まで出すと、どこが研究開発費を使ってどういうものになっているかというのを出すというようなことが、果たして租特をやって、経済の活性化にあって、雇用の拡大だとかというものに足を引っ張ることにならないのかどうか、ずっと申し上げてきたので、そのことは是非お考えいただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政務調査会長

私はちょっとスタンスが違って、基本的には民主党が掲げておられた個社名の公開というのは、国民の税金を使ったものである以上、明らかにすべきという基本スタン

スに立った上で、今回どこまで何を決めていくかということになるのだと思って、先回の企画委員会でも発言をしました。

今日のとりまとめの線にのっとるとした場合でも、なおかつ質問がありますが、例えば情報公開等を求められた場合にどう対応するのか。最初から全部オープンに出すのではなくても、さっきおっしゃった、例えばA1という社が幾つにもわたって出てきて、そのことを国民が知りたいと思ったときに、納税者の視点からどうかという辺りを私は明確にさせていただきたいと思います。

今、下地さんがおっしゃったことも一方で理解しながら、しかし、さはさりながら、補助金の場合も徹底して追及していけば、それがどこの社に行っているかわかるということ、この前古本さんのお話でありましたので、それと同じように国民の側から知る権利となった場合にどう対応するかという点で、ちょっとお考えを聞かせてください。

○峰崎財務副大臣

どうぞ、今日は自由に御発言ください。

○中川文部科学副大臣

さっきの議論に関連して、政務官の話に反論したいんですが、だからこそ政治判断なんだと思います。個別に行くか、行かないか。ただ、例えば、個別で法定化するとしますと、そうすると、これは個別になっているから、法律そのものを廃止しようという議論につながっていく。

そうではなくて、これを法律の中で少しゆとりを持たせておくと、その部分がかのときの政権によって個別に行くのか、それともA、B、Cでいくのか、そのときの政権の在り方によって判断ができるというのが、私は政令なんだと思います。

そういう意味で、判断の余地をその政権に任せてもらうという法の趣旨というのは間違っていないと思うんです。

ですから、そういう意味で1つ提起をさせていただいたということです。逆なんです。

○大塚内閣府副大臣

私も来年に向けての希望はさっき申し上げたんですが、今年度の結論を出すのがこの場であるとする、繰り返しになりますが、これでいいと思います。

それで、今まで出ている御意見ともそれぞれ関係するんですが、我々は野党時代に租特透明化法案を出した理由は、租特が何らかのレントシーキングを生んでいるのではないかという前提なんです。

しかし、民主党というか連立政権が続いて、こういう透明な税調運営が行われている限り、だんだんそういうレントシーキングを前提とした租特がなくなっていくわけで、それぞれの租特がどういう目的を持って、どのような効果を上げているかということがその都度検討されるわけですので、そういう租特の運営状況を見て、来年度以

降の対応を、勿論、大きな透明化という方向の旗を下ろさずに、しかし、今、申し上げたようなことの進展を踏まえて判断すればいいと思いますので、そのように思います。

○峰崎財務副大臣

増子副大臣。

○増子経済産業副大臣

私は、今もって基本的には公表するべきではないという立場にあります。しかし、議論の過程の中で、今日提示された匿名ということならば、今の時点では、私は致し方ないのかなと思っております。

ただ、企業は一生懸命活動して利益を出して、初めてそれをさまざまなところに還元配分をしていくわけですから、その上で恩恵を受けるということは決して私は、企業は悪でもないし、当然の恩恵を受けるべきことでもあろうと思っておりますので、将来的に、我が政権は租特を廃止するということが基本的な姿勢としてあるわけですから、その時点では、公表云々ということには関係なくなってくるわけですから、いずれにしても匿名というところであるならば、私自身も、今の時点では容認をするという立場にあります。

ただ、例えばわずか1社だとか、2社だという場合、先ほどの大塚さんとは、また違った立場です。その中で取引の価格が明らかになってしまうというケースが出てきますね。この場合にどういうふうを考えていくのかというのも一つの問題点として、是非お考えいただければありがたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣。

○山田農林水産副大臣

さっき阿部さんが申し上げた、情報公開法に基づく、A社、B社、D社の情報公開が求められたら、これは公開せざるを得ないですね。そうすると、結局、最初から明らかにするのと同じことになるので、我々民主党は本当に旗に掲げてきたんだから、そこはちゃんと、いわゆる租特をやるんだから、我々の税金で、そこはきちんと最初から個別の名前で、私は当然だと思っていただけでも。

○峰崎財務副大臣

古本政務官。

○古本財務大臣政務官

行政のいろんな事項について情報公開請求があればそれに応じると、ある一定の手続を経て、こういうことに既になっているんですけども、あいにく税務情報につきましては、その対象外という建てつけになっておりまして、特に個社名でさえも公開できない。

逆に、小川政務官が先ほどフォローしていただいたのが、実は建てつけ上の筋でありまして、逆に法律で名前を公開するという構えることによって、ある意味きちんと強制力を持って公開していくと、これは税の世界なものですから、一応そういう整理になっております。念のために報告しておきます。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣。

○山田農林水産副大臣

税の世界だからという、特別扱いは、そう仕切りがなっているのかもしれませんが、変えなければいけませんね。

○峰崎財務副大臣

やはり、こういうものも法改正が必要になってきますね。

○古本財務大臣政務官

あと、諸先生方に改めて今回の2か月にわたる議論を振り返っていただきますと、折に触れ、私の方からある会社に偏っている、利用しているのはトップ10社しかありませんとか、そこはかたく申し上げたつもりですけども、逆に、厚労副大臣の方から、武田薬品であるとか、逆に個社名を出していただいたケースもありまして、これはまことにもって大塚副大臣がおっしゃっていただいたとおりで、この議論は相当既に透明化しておりまして、そういったことを議論しているということ自体が透明化しておりまして、ある議論のプロセスの中から次のステップもまた見えてくるんではなかろうかと、事務局としては少し感じております。

○長浜厚生労働副大臣

名前を出していただきましたので、私は、さっき下地さんが言われたように、租特をなぜつくっているのかという、その透明性をしっかりすれば、少し本論から離れるかもしれませんが、今おっしゃられた研究開発税制における高水準型の適用という、この問題に関しては、一番典型的だと思いますけれども、傾斜生産方式を取られた時代もありましたけれども、その国として、そのときの政治の判断の中における税制で産業をバックアップすることによる説明がしっかりできる状況になれば、何も個別企業の名前がどうだこうだではなくて、堂々と国際社会の中において、この産業を育てていくためにはどうするかという説明ができればいいのであって、それこそ思い切った言えば、たかるといような状況ではなくて、堂々と説明ができれば、そこがポイントではないかと思えます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ、下地さん。

○下地国民新党政務調査会長

しつこいようですけれども、租特をどうしてつくるのか、適用するのかということ、時の政権がはっきりわかって、私たちは経済効果と雇用効果をこれで期待してい

るわけなんです。今までの自民党のころは、何か偏って、一部の人たちだけやっているかのようにやっていますけれども、こういうふうな大論議をして、いろんな基準も企画委員会でも示してやっているわけだから、あとは伸び伸びと雇用を増やす、経済効果を出すというようなことをやっていただくことが大事であって、これでまた企業名を出してどうかと、租特を使っていること自体が補助金をもらっているかのような話になるのは、全然これは補助金と違います。

そういう意味では、あとは私たち政権がこの租特を何のために使っているのかということを確認にわかって、どういう対象にしているかというのがわかっただら、国民の何でも知らなければいけないような、そういうような論議にはならないんじゃないかと、私はそういうふうに思っているんで、この論議は早急にあまり決めないようにして、時間をかけながらも一回最後まで論議したいと思っておりますから、その辺のところは、峰崎副大臣にお願いをさせていただきたいと思えます。

○阿部社会民主政策審議会会長

私は、そうであればこそ、税については、例えば情報公開でもアプローチもできない。それでこちらの租特の方も、何か個社名ではなくてという姿勢自身は、やはりいかがなものか、だけれども暫定的にこの場面で、今年はどうやってスタートするということについては、よしとせざるを得ないと思っておりますけれども、それは先ほど長浜副大臣がおっしゃったように、本当に国としてこの産業を育成しようと思うものであれば、個社の儲け云々ではなくて、それは国民にもわかってもらっていい産業政策であるし、そこを活用してどういう企業が活躍しているかということも同様に、私はオープンな情報でいいという考え方に成り立ちますので、あえて最後にまた。

○峰崎財務副大臣

まだ、これは実際に法律をつくって、いよいよ適用して実際にそのデータが出てくるというのは、1年半後ぐらいからしか出てきません。その適用実態を見て、改めて、これはやはり個社名を場合によっては出す必要があるという判断をすれば、出せるように、場合によっては最後の附則の辺りに、これは匿名でスタートしますけれども、見直し規定みたいな形で置いておくというのも手だと思います。

ただ、今、お話があったように、租特に対する見方が、いろんな多元的な見方をされていますので、これを今ここで機械的に統一するというのもなかなか大変なことなんだと思います。

民主党の場合は、今までやってきたとらえ方は比較的、先ほど山田副大臣がおっしゃったような観点から、かなりこれはオープンにした方がいいと、国の税金をある意味ではまけてもらう、まけてもらうというのは変ですが、事実上の補助金に近いのではないかということで、そういうことで透明度を高めようという趣旨があったんです。

ただ、これは今申し上げたように、いろいろ分かれていますから、お話をずっと聞いている限り一つに収斂させるというのは難しいと思えます。

○中川文部科学副大臣

分かれていないです。個社ではなくてABCでスタートするのはいいんです。これはやはりコンセンサスとして取っておいて。

○峰崎財務副大臣

それはいいんです。それはコンセンサスの的にオープンにした方がいいという方もまだおられますので。

○中川文部科学副大臣

いや、ここからスタートしましょうと。

○峰崎財務副大臣

ですから、これはスタートしていいんですが、今、私が言っている違いというのは、租税特別措置というのを非常に高く評価する方々と、租税特別措置というものが果たして本当にそうだろうかと思っている部分と2つあるように思うんです。

それは、もしかしたらよき租特と、率直に申し上げてあまりよくないものもあるのかもしれないということで、そこら辺のとらえ方に少し違いがあるかと思いますが、引き続き、下地先生、この問題、租特論は議論をしますが、方向としては匿名方式でいくということで、大体合意はできつつあるなと思っておりますが、ただ、基本的なとらえ方のところは、これは引き続いて大変重要なポイントではあると思いますので、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

法令というか、今、法律で小川政務官が、社名を明らかにするんであれば、すべきだと言っているけれども、いわゆる法律でそこまで書かなくても、政令に委ねて、中川さんがおっしゃったように、そのときの政府のその判断によって、いわゆるABCでいくのか、匿名でいくのか、本当にすべて明らかにするのか、そこはそういう方向で私はいいと思うんですが。

○小川総務大臣政務官

そこはちょっと感覚のすり合わせが必要なところだと思いますが、これは極めて国民の権利義務に一定の制限をかけたか、制約したりということですので、申し訳ありませんが、感覚的に言うと法律事項だろうなという気が率直にするものですから、ここを政省令で自由にやれますというのでは、逆に租特の適用を受ける側の気持ちなり、都合を想像すると、やはりそこは確定しておいた方が、微修正できますという範囲のこともありますから、そういうのは政省令に落とせばいいんですが、これは極めて大きな川がこの間には流れている、ここ渡るときはきちんと法律で橋渡しをすべきだというふうに感じます。

○峰崎財務副大臣

副大臣。

○渡辺総務副大臣

やはり、名前を非公表とするのであれば、ポジティブな理由を言っていただきたいと思うんです。言っていただきたいと私の方で言うのは変なんです、言うべきだと思うんです。

その恩恵を受けている企業に対しては、いずれ名前は公表されるから、あなたたち責任を持ってちゃんとやらないと、いいかげんにしていると追及されますよということを、覚悟させておかないと、私はやはりモラルハザードにつながるのではないかと、ここで公表にしませんということを決めてしまうと、モラルハザードにつながりかねない。

ですから、それはいずれやる可能性として残すべきだし、今回、最初のステップとしては、匿名ということはあまり使うべきではない、何か後ろめたいイメージがある。

そういう意味では非公表という日本語を使うとか、匿名というのは、何か匿うという、隠すという意味ですから、ですから、非公表とするポジティブな理由を付けて、第1回目はそれでもスタートさせますという努力をしないといけないと思います。

それと、やはり何のために適用されてどういう成果が出ているのかということも併せて言わないと、そこはやはり読んで見た人には、わからないと思うんです。特に研究開発というのはなかなか定量的に出せる問題ではないんですけれども、やはり何のための、どういう成果が出たかということは、やはり併せて出せるようにしておかないと、企業が、既得権で何十年も恩恵を受けている、これが当たり前だ、当然なんだと思ったら、やはり彼らは真面目にやらないと思うんです。そのことをやはりちゃんと約束させないといけないと思います。

○長浜厚生労働副大臣

やはり追求ということには抵抗感を感じます。ですからポジティブでとらえるか、まさに峰崎副大臣が説明をされたとおりでと思いますし、しかし、匿名性のレンジをどれくらいでとらえるのか、つまり現実には発表しました、そうしたら翌週の経済週刊誌や何かを始めとして全部個別の名前でランキングが出ていましたと、こういう状況だと、匿名で形だけ発表したというだけで、ですから、すごく匿名の発表のレンジも実態、運用上は広いのではないかと、さっきの山田さん、中川さんおっしゃったような状況でもある。

○下地国民新党政務調査会長

この租特は、上から目線でやっているわけではないんです。これを使って景気をよくして、雇用も増やしてという思いがあるから、それを当てはめているのであって、補助金みたいなものをあげているという論議があるけれども、そんなことではないということだけは是非、これは内閣の戦略性なんです。

○峰崎財務副大臣

下地先生、そこを議論し始めると、実はそもそも論のところ、先ほど言ったように、その見解が違っているところがありますと、ただ、租税特別措置を透明化して

いくという方向性については、先ほど私は大塚副大臣がまとめてくださったような方向で、皆さんの思いも実際にこれをやってみて、そして、とりあえずは匿名という問題は別にして、実際に上がって見て、やはりこれはどうしても工夫を加えて、実名を挙げた方がいいとか、あるいは今の企業名の公表が情報公開でどうなるかというのは、今後わかりませんが、いずれにしてもそこに関心が、国民の皆さんは高いというような判断をした場合には、また改めてこの匿名問題を取り上げていく。

ですから、そういう意味で、私は法律あるいは条例で落とすというよりも、一度やはり、何年間後に見直し規定みたいなものを置いておいて、改めてもう一回そこで議論してみたらどうかと思ったりもしますが、これもテクニカルな話ですから、時間もやや押してまいりましたので、今日のおおよその方向というのは、先ほど副大臣がおっしゃってくださった方向かなと。

勿論、異論があるのは承知しておりますので、引き続いてまた議論をする場があってもいいと思いますが、とりあえず、今の租特透明化法については、こういう方向で、とりあえず処理させていただきたい。細かいところは、最後はどうなるかというところはまた議論します。

それでは、地方税の方はよろしゅうございますね。今、主として国税関係を、租特透明化法になりましたが、対象としては法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるものということですから、国税の租特透明化法に連動したものという理解でいいんですね。

○小川総務大臣政務官

はい、間違いありません。

○峰崎財務副大臣

それでは、すみませんが、少し先へ進めさせていただきたいと思います。法人課税のところに移りたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

古本政務官と小川政務官、それぞれお願いいたします。

○古本財務大臣政務官

法人課税のページですが、その前に大事な補足資料を説明するのを忘れまして、失礼しました。

ちなみに、この Tax Expenditures の話はよく諸先生方、いろいろ諸外国の例を出されますけれども、ちなみに社名を公表している国はどこもありませんので、日本が先駆けてそれをやる理由がどこにあるかという議論もなお残っていると思っております。

中小企業の法人税へ入ってまいりたいと思います。

中小企業の軽減税率でございますが、こちらにつきましては 11%に引き下げることの御要望を経産を中心にいただいております。

これは累次にわたり申し上げてまいりましたが、その 3分の2を占める欠損法人には税率引き下げの恩典が及ばないという事実。他方、高額の所得を上げておられる中

小法人にも薄く広く減税の効果が及ぶ。つまり、800 万のところかける今回の 11% に下げた場合の 7% 分ということで、約 56 万の恩典しか及ばないということ。そのことが率直に言って、2,000 億近くの財源を使ってやる話なんだろうかということを経験してまいりました。

併せて、個人事業主と、同様の実態にある中小法人の話なんですけれども、その軽減税率を引き下げた場合の税の負担のバランスという観点もあろうかと思っております。

民主党のマニフェストにつきましては、念のため付記いたしておりますけれども、財源を確保しつつ、順次実施していくという位置づけになっております。

続いて、一人オーナー課税の問題でございます。こちらにつきましても、当税調で順次議論をしてまいりました。いわゆる特殊支配同族会社、法人成りをされた一人オーナー会社の中の特殊支配同族会社です。その業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当部分を損金不算入としている措置でございますけれども、それを廃止せよという御指示でございます。

もとより、この問題は法人段階で給与所得を経費として控除し、更にはその主宰する役員の方の個人としての所得部分を所得控除しという、個人事業主と比べた場合に 2 度控除できるという問題が本質的にはございます。

そういった中で、この損金不算入の制度を入れているわけなんですけれども、累次にわたって 800 万、1,600 万ということで、現在は売り上げに占める給与部分と経費の部分を合わせて 1,600 万以下の方については、これはその限りではないという措置を入れているんですけれども、これを撤廃すべきだということの御指示をいただいております。

なお、マニフェストについては「(マニフェスト期間中に) 財源を確保しつつ、順次実施」という位置づけの中に入っておるかというふうに思っています。必要財源は約 700 億円で、精査中ということになっておりますけれども、現在 700 億円かかるということでございます。

この税調の場にも中小法人の代表である日商の方もお越しいただいて、御議論をいただきました。国税のデータもお出しし、大塚副大臣からは、調べてみると意外と、この制度を導入したときには大体数百万の年収で過ごしておられるのではなかろうかというふうに思っていたところ、2,000 万を超える所得の方が平均でいらっしゃる。中には数億円を、これはつまり、この特殊支配同族会社における業務主宰役員という者は自由に自らの所得を決めることができますので、そういう中で、給与の額を決めることによって、結果として税金の額を自らコントロールできるという問題がある中で、果たして、非常に世知辛い増税をいろいろやっていく中でそういうことを本当に今回判断するだろうかということに大変悩んでいる。こういうことでございます。

続きまして、資本に係る取引等に係る税制というところでございますけれども、

これは少しテクニカルになって恐縮でございますが、3つございます。

①は、グループ法人間の譲渡取引の損益の繰り延べということでございます。親会社とその100%子会社によるグループ内における資産取引につきましては、その譲渡損益の計上についてグループ外へ移転をした場合まで繰り延べをさせていただきたいということでございます。

②は、大法人の100%子会社への中小特例の適用の見直しということでございまして、現在、中小軽減税率ほか、投資促進税制を始めさまざまな適用を受けておられるわけでありまして、大法人の100%子会社については、その適用を見直してはどうか。

③は、連結子法人の連結開始前欠損金の持込み制限の見直しということで記載をしております。こちらにつきましては、連結開始前の欠損金について連結所得からの控除を制限する措置を緩和してはどうかということでございます。

率直に言って、この①から③まで、実は日商さんを始め中小の方々の声をいろいろお伺いしてきて、率直に言って、増収になるものと減収になるものとがございまして、本当にどういう整理が中小法人の皆様にとって一番いいのかという整理をしてきたわけでありまして、この3項目につきましては、企業の組織形態の変化に対する税制の中立性、課税の公平性、更には租税回避の防止という観点を踏まえ、全体に整理をしていきたいということでございます。

特に、中小特例の適用ということで書いておりますけれども、大法人（資本金1億円超）の100%子会社は、通常の中小法人と分けて考えるべきではないかということがありますが、こちらについては中小の代表である日商さんを通じ、この線ではないのではなかろうかという確認を得るという前提で少し整理をさせていただいたものです。

非常に悩ましいテーマでありますけれども、そういう整理をしております。

○峰崎財務副大臣

地方税はいかがでしょう。

○小川総務大臣政務官

特にありません。

○峰崎財務副大臣

それでは、文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

前提なんですけれども、1番と2番はマニフェストで表明してきたと思うんです。

さっきの議論でいくと、それをまた元に戻して、やるか、やらないかということ議論していくような論調だったんですけれども、私の受け取り方としてはそうではなくて、これを実行する場合にいつからやるのかということと、それから同時に、ただ丸い形で実行して、それでいいのか。そこから出てくる障害について、どのように解決をしていったらいいでしょうかというスタンスで議論していきましようというのだ

ったらわかるんです。

ですから、それを確認していただきたいんです。そういう意味で1番と2番を議論して、3番については、やるか、やらないかということの基本に返って議論をするんだという受け取り方でやっていきたいと思うんですけれども、それでいいかという確認です。

○増子経済産業副大臣

若干関連するんですが、峰崎座長が今日、この議論をする前に、昨日、この税調が終わった後の記者ブリーフィングの中で、あたかも、これはもうやらないといったニュアンスの発言をされている。議論をする前から座長がやらないというような発言をしたら、これは少しおかしいのではないだろうかということが1つあるんだと思うんです。

例えばたばこの問題についても同じようなことで、ここでキックオフした途端に、その日の夕方また終わった後の記者ブリーフィングでは難しい、やらないということになるでしょうという発言をされたのでは、この税調は一体何なんだろうということに私はなってしまうんだと思うんです。

峰崎座長のお気持ちは十分わかっているつもりですので、そこはこらえていただいて、ひとつ、問題をみんなに提起させて、その上でどうするかということの議論をしていかないと、我々は何のために集まっているのかということになるろうかと思っておりますので、そこを一つ確認しておきたい。

それと同時に、従来から、この中小企業法人減税については何度も申し上げております。今、中川副大臣からもおっしゃった、マニフェストに書いてあるという重みは十分踏まえていただかなければなりません。それと同時にペイ・アズ・ユー・ゴーという観点から、それなら経産省の中でそれをちゃんとやってから主張しろということでございますけれども、しかし、それを限りなくやりましたらどの部門でも、単純にペイ・アズ・ユー・ゴーはそれぞれの役所の中では到底できない可能性が強いわけですから、少なくともペイ・アズ・ユー・ゴーを、この中小企業減税についてはやるということではない大玉だというふうに私は認識しておりますので、そここのところも是非お願いしたい。

もう一つは、やはり現下の経済環境を考えたときに、これだけ厳しい状況になってくるときに、中小企業というものの存在を我が政権はどういうふうに考えていくのか。

やはり日本の420万社近くある企業のうち、99%が中小企業なんです。更に、その中の75%が小規模零細企業ということになれば、やはりこれに対する減税の恩恵というものはやはり大きいんだと思うんです。たかが56万、されど56万ということの中で、これは中小企業、零細企業にとっては大変重要なものだというふうに私は認識しておりますので、それらを踏まえて、皆さんの御意見もいただきながら、是非、これは実施をすべきということを改めて申し上げておきます。

○峰崎財務副大臣

いいですか。その関連ですか。

○加藤法務副大臣

同じテーマではあります。

○峰崎財務副大臣

ちょっと待ってください。

私の議論の進め方について、昨日の記者会見で答えている中身というのは、私の個人的な見解を述べなければいけないときは、勿論、それは述べますが、基本的に過去の議論の中の、これはこれから議論しなければいけないテーマであることは大前提の話なんです。これは先ほど言ったペイ・アズ・ユー・ゴーという原則からすると、中小企業の法人税率を下げるというものは、基本的にはそういう中小企業の減税、経産省から出ていますから、そういったところから是非出してもらいたい。ですから、やはりそういうものが見つからないと、これはなかなか難しいですねという話は私がしました。

これは決して、今、増子さんがおっしゃったように、全体の中で財源を出すべきではないかという議論というものが出されたことも承知していますが、基本的には、今、それぞれの省庁別に私たちはそれを要求していますので、各省折衝でもそういうことをずっと話をしていますので、そこはそういうことで、決して議論を封じて結論を出しているつもりはありませんので、大いに議論していただきたいですし、たばこについても同様でございます。

そういう意味で、ペイ・アズ・ユー・ゴーの要望事項のところはやはり考えていただきたいというのが率直なところでございます。

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

私は、増子副大臣に全面的に同感なんです。3分の2の赤字法人だから恩恵は及ばないというけれども、3分の1はやはり恩恵が及ぶわけです。私たちはマニフェストの中で、中小企業の税率は18%から11%にするんだ。これで民主党政権になったら、中小企業の経営は楽になる、希望が見えてくると思って、とにかく応援して下さった方々がいるわけです。それを今になって、財源がないからと言ったら、だったらなからそんな期待を持たせるようなマニフェストを書くんじゃないと言われます。

ですから、私たちはやはり、これは結論ありきではなくて、こういう約束は果たしていかないと、やはり民主党政権になって夢がない、希望がない。民主党政権はいいことがありますから、それで、わかりました、今まで自民党支持者だったけれども、今度は民主党を応援するという人たちにやはり応えなければいけない。理屈としてはそうです。やはり我々民主党は国民とマニフェストで約束したんですから、役所の帳尻を合わせるような話を持ち出したら、夢も希望もなくなってしまって、我々はそん

な物わかりのいい自民党みたいな政権ではない。やはり誠実に応えるということを私たちは全員で模索しなければいけないと思うんです。

とにかく、それだけでございます。一言、全面的に私は同意しております。

○増子経済産業副大臣

ありがとうございます。

○加藤法務副大臣

それでは、先ほどの点で、峰崎さんと古本政務官に是非お聞きいただきたいと思いますが、特殊支配同族会社の件は私ではなくても、マニフェストにあるからということ1点でも早急に変えるべきだという強い印象を持っています。

その理由として、そもそも前政権下でこの制度を導入して批判が出て、800万を区切りにして、まだ批判が続くからといって、今度は1,600万を区切りにして、これに何の科学的合理性もないというのはおわかりのとおりだと思いますので、現状が非常に筋の通らない仕組みになっているという認識であります。それであるならば、これは最優先で変えていくべきではないかと思えます。

それで、この資料は、前回もそうなんですけれども、見ていると一人オーナー会社と書いてありますが、特殊支配同族会社と一人オーナー会社はイコールではないはずでありまして、一人オーナーでない企業もたくさんありますし、それと個人事業主の皆さんを同じように比較するというのも私は理解できるものではない。

これは前回も申し上げましたけれども、給与所得控除が青天井になっていることがそもそもの問題だと思いますから、そこを手を入れて、この制度そのものは廃止をするということが一番合理性がありますし、納税者の皆さんに納得していただけるものだと思うので、これは今回、是非、手をつけていただきたいと強く申し上げたいと思えます。

○大島内閣府副大臣

特殊支配同族会社なんですけれども、中小企業はいいときもあれば悪いときもあるわけです。ずっと悪いときが続いて、本当にいいときにいい思いができれば、今みたいに悪いときになってもしょうがないと思えるんですけれども、ずっと悪いときが続いて、いい思いをしないまま、それで今、サラリーマンの方たちの割合がどんどん増えていて、自分で業を起こす人が少ないわけです。リスクに見合ったベネフィットがない。自分で業を起こして中小企業を営むだけのリスクに応じたメリットがないんです。

ですから、儲かったらしっかりといい生活をしてもらう。それでもうからなくなったら、本当にひどい目に遭う。要は、個人も保証している、友達にも連帯保証人になってしまって、本当にひどい思いをするわけですから、これはやはりリスクとベネフィット、利益というものはしっかりと、こういうような税制はやめていただいた方がやる気が起きると思うんです。

ついでに言えば、もうかったときにしっかりと交際費も全額損金にさせていただいて、もうかったときにはしっかりと社会に還元するという、やはり中小・小規模企業を持っているリスクというものをしっかりと私たちは見なければいけないと考えております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、続いて大塚副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

私も、最初の2つについて意見を申し述べさせていただきたいんです。

最初に、古本さんが私の過去の発言を引用してくださったんですが、ひょっとすると説明に誤解があるといけないので、あのとき、主税局がどのぐらいの効果があるか、どのぐらいの人たちが対象になっているかという調査結果を示していただいたことに対して、私はそれを是認したのではなくて、むしろ、これまで説明していた内容や税理士会が出しているデータと随分食い違いがあるので、もう一回、精査してほしいということを申し上げたので、そのところを誤解のないようにお願いします。

その上で、大変僭越ながら、当税調で何度も、何のためにこの税制改正をやるのかということ。また、それぞれの項目について、どういう根拠でそういう判断をされたのかということを確認させていただきたいということは申し上げているんですが、私なりに税制改正は3つの観点からやるべきだと思っております。

1つは、私は第一には税制は論理であるということ野党時代の税調ですと、ほぼ皆さん共通認識でやってきたわけですから、論理あるいは税の理論に従って合理的・整合的なことをやるというのが第1点。第2点は、経済的・社会的要請に基づいてやらざるを得ないという根拠。第3は、歳入の観点からやらざるを得ない。この3つのうちのどれかだと思っております。

私はまず、このオーナー課税の問題は、何度も国会でも議事録に残すように言っておりますが、所得税と法人税の論理を混同して適用しているわけですので、税の論理性の面から、これは認められない。ですから、一刻も早くやめていただきたい。これは私も譲れません。

それから、中小軽減税率の話は経済的・社会的要請の観点から、私はこれをやはり実現すべきだと思っております。両方合わせて2,400億円の財源を捻出するのが財政当局の仕事だと思っております。是非、実現していただきたいということを申し上げておきます。

あと一つ、今や我々は政権の一員ですからあまり主税局に厳しいことを言いたくありませんが、オーナー課税ということは言っておりましたが、いつからここに一人という言葉が付くようになったのか。これは途中からです。どの段階から一人という数字が付くようになったんですか。もともと、このオーナー課税制度は3年前だか4年

前だかの自民党税調のとりまとめの過程で、いよいよ電話帳をまとめる直前になって急に降ってきたと、自民党もみんな怒っていたわけでありまして、今や主税局も意地になっているのかもしれませんが、こちらも意地ですので、これだけは降りられません。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、とりあえず文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

さっき言ったことの続きなんですけれども、ですから、ここで提起をしてもらうとすれば、この2つはやっていくことが決まっているんですから、来年やってもいいのか、それとも、時期をどういうふうに考えていったらいいのかというふうな議論の設定。もう一つは、これをやったときに、具体的にどのような問題ができてくるのかということに対して、どういう措置を取っていくのかという議論の設定をやってもらいたいと思うんです。

そんな中でどういう問題が起きてくるかということなんですが、ここにはないんですけれども、最初の中小軽減税率なんですけど、様子を見てみると、これを入れると、1つは中小企業成りという会社が出てくるのではないかと。今の範疇は1億円を超えているんですけれども、これだけメリットが出るんだったら、資本を過少資本に持っていった方がいいというふうな動きが確実に出てくると思います。現に出ているんです。

そういうようなことをどうしていくかということとか、11%まで行くとほかの法人、例えば学校法人とか、そういうほかの法人と比べて、それよりもまだ軽減税率になっていくわけで、そういうところをどう説明していくかというような、そういうところへ向いて、是非、議論をうまくやってもらいたいと思います。

それから、オーナーについても、これはいつも比較になるのは個人事業主との比較になりますが、大企業の経営者と比べてということの、ここをしっかりと議論として持ってこなければいけないのと、もう一つは、日本のこういう企業といいますか、老舗も2代目、3代目になってきて、相続の関連の問題が出てきているというのが実態といいますか、そこが一番難しいところなんです。

ですから、そういうような関連の中でいくと、オーナー事業主というものはもうかっている会社ほど相続税をずどんと取られてしまうんです。いわゆる株価の評価、そのようなものも含めていきますと、さっきのような話で、しっかりやりましょうという説明を理論づけていくというようなことの方が必要なのではないかと思います。

○峰崎財務副大臣

阿部さんか下地さん、もし御意見があればどうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

今日も朝10時から、阿部さんも私も補正予算の会議に参加をさせて、野田先生と一

緒にやっているんですけども、税収も集まらない。それでいて、今日は野田さんも古川さんも、中小企業の対策をどうするかというような話をされていて、私は今の中小企業の状況と一人オーナーの制度を見ても、今、触る時期なのか。減税をする時期なのか、それとも、需給バランスが崩れている中で元気が出るように政策をするべきなのかをやはり考えるべきではないかと思うんです。今は中小企業といえども、そんなに利益も出てきません。

一人オーナー制度も、今、大塚先生の言っている意味はよくわかりますけれども、どういうふうな予算をつくって、補正予算の金額を明日決めるんですが、どうするかということと考えたら、この時期なのか。減税するよりも、中小企業が元気が出るような施策を経済産業省はやった方がいいのではないか。今は利益が出ないんですから、18%を11%にしたからといって、そう大きく出るわけではないんですから、そのようなときはそのお金を中小企業対策にやった方がいいのではないか。一人オーナーも今は触らずに、来年は触るかもしれないけれども、今は生きるのに今年1年頑張ってみたらとか、やはりこれは財政出動とこの税制と一緒に考えて考えるべきではないかと私は思うんです。

○峰崎財務副大臣

ちょっと待ってください。

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政務審議会議長

いいです。今のに反論があるようですから。

○下地国民新党政務調査会長

反論と決め付けられてしまいました。

○阿部社会民主党政務審議会議長

ごめんなさい。

○峰崎財務副大臣

それでは、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

下地さんらしからぬ御発言で、今、びっくりしまして、11兆円の補正予算をやれという方が何か夢のない話をされていると思って少し驚いたんですが、いずれにしても、元気の出る政策、夢のある政策ということになれば、先ほど申し上げたとおり、中小企業が占めている割合は非常に大きいわけです。雇用のことを考えても、中小企業が占めている雇用というものは大変大きいわけです。

ですから、今、この経済対策で一番大事なことは雇用だと思うんです。雇用の確保という点から見ても、中小企業が占める雇用に対する割合は非常に大きいんです。それで中小企業がこれでばたばたと倒れてしまったら、本当に日本はどうなるのか。ですから、中小企業に夢と希望を与えるのは、確かに新しい助成とか金利政策もありま

すけれども、頑張ったらこれだけの減税ができるんだという夢もまた必要なんだと思うんです。

オーナー課税も全く同じなんです。これは私もセットで是非、マニフェストのこともありますけれども、やはり今、日本で必要なことは、これをやることによって元気が出る、夢のある中小企業一人オーナーを育てていくことが極めて大事だと思います。

中川さんのおっしゃる、やることは当然なんです。いつからやるんだということになれば、これはむしろ、本当にすぐにでもやるということが私は一番重要な、今の中小企業に対する政策なんだろうと思っていますので、下地さん、是非、賛成してください。

○下地国民新党政務調査会長

何か説得されそうな気がします。

○峰崎財務副大臣

それでは、大塚副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

財政的に厳しいということは、私も十分理解はしています。だけれども、さっき申し上げたように、私の頭の中では、税の論理なのか、あるいは経済的・社会的要請なのか。歳入なのか。今、下地さんの御発言は、そうすると、この2つは歳入の観点から考えて、今回は手をつけないでおこうという、そこに重きを置かれたお考えなので、それはそれで御意見としてはわかるんですが、何度いろんな御意見をお伺いしても、私は、このオーナー課税制度は、税の論理の観点から、まず是認できない。その上で、もし法人成りをした企業がおかしなことをするというのだったら、それは別の仕組みで補足をしていただきたい。

それから、これから中小企業対策に重点を置いた補正予算を組もうとしているときに、マニフェストの重要項目として掲げたこれに手をつけないというのはやはり整合的ではないと思いますので、ですから、もし2,400億円を、財政当局は探してくるのが仕事だなどと厳しいことを言いましたけれども、トータルで2,400億円で、それでは、今度の予算編成のときに、各省担当みんなそれぞれしっかり査定をして、2,400億円を捻出しましょう。それでこの2つは実現するぐらいのことがないとやはり、これはかなり、おそらく霞が関の皆さんは有権者と対峙しないので雰囲気はわかりませんが、我々選挙をやってきた中では、この辺りの、特に中小企業軽減税率などを今回やらなかったら、我々は政治家ではなくて、やはり官僚の一部になってしまうんです。ここはびしっとやった方がいいです。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

若干、事務局という立場を越えていればお許しをいただきたいんですけれども、前

に我々はいろいろなことを決めてきました。今、優先順位を付けるという作業で、本当に関係方面苦勞しながらやっているんだと思うんです。みんなそれぞれ、高校無償化を言っている文科は高校無償化が1丁目1番地、個別所得保障を言っている農水はこれが1丁目1番地、みんな1丁目1番地です。そういう1丁目1番地という中で、最後に収斂させるしかないという中で、恐らく最後は総理が御判断されるんだと思うんです。

そのときに、私は本当に一庶民として、私もサラリーマンを十何年やってこの立場にならせていただいていますけれども、聡明な、しかも論理的な大塚先輩が、税の論理からこれがおかしいんだと言っていたところから整理していきたいと思うんですけれども、実はあの議論を私たちがしたときは、主税局はいろいろなデータをいつも出してくれます。今日添付している8ページのものも見ていただければと思うんですけれども、このデータは偽りはないでしょう、事実なんでしょう、事実のデータとしてやはり2,000万を超える方が過半であって、3,000万、4,000万、5,000万、しかも所得は自分で決められるんです。さっき大企業の役員とか先輩方の声も聞こえていましたけれども、そう言ったって企業も個別のものすごいオーナー上場企業でもない限り、役員報酬もそう好き勝手というわけにいかないですね。やはりこういう状況の中で、結果として3億8,000万あるいは3億6,000万取っておられる、赤字で最高で3億6,000万取っていますから、自らで給与をコントロールできるんです。結果、税をコントロールできるという立場にある方が、やっておられる仕組みについて、やはり法人段階と給与所得段階の2回控除できるというのは、税の根幹の議論としてむしろおかしいと思います。

ですから、大塚先輩は、このことを平場でしっかりと議論していこうという提起ならすごくわかるんです。それをこの1週間、2週間で決められません。

若干、冗長的に言ってしまうと恐縮でしたけれども、もう一点言わせてください。

他方でこの後、私はおずおずと提案しますけれども、成年扶養控除を廃止する話なんかを提案するわけです。他方で、扶養控除の話は手当が出るからいいとはいえ賛否両論いただいております。今回、配偶者控除については、先送りの雰囲気濃厚の世論になってきていますけれども、これも控えております。これをマニフェストどおりやるということであれば、他方、そういう議論もございます。

本当に世知辛い議論をしているときに、結果としてこういうことによって、節税といえますか、むしろ租税回避もできることが事実としてあります。この問題を議論するならば、具体的に2つ提案します。

やはり法人段階で経費処理して、更に個人段階で給与所得控除できるというこの一人オーナーについては、本来給与所得控除すべきではないのではないかという議論をするならまだわかります。正論として。これが1点目です。

2点目、実は給与所得控除の上限は2,000万ぐらいがいいのではないかと。日商の参

考人で来ていただいた方は、2,000万か3,000万かなと、アバウトでぱっと言われたような感じですけども、多分肌感覚で言われたんだと思うんです。仮に2,000万で線を引いたとしても、実はその前の7ページの資料を見ていただきたいと思うんですけども、オーナーの給与段階で、これは法人段階で、まず真ん中のボックスですけども、これが控除できます。損金に経費処理できます。更に、給与所得控除というこの黒塗りのところなんです。ここが更に個人所得段階で収入から控除できるんですけども、仮に2,000万の上限を引いたところで、多分ここが圧縮できるのは、この表で言って1mmか2mmなんです。ですから、本当に給与所得控除については、いわゆる自ら租税調整ができない。源泉徴収されている給与所得者、いわゆるサラリーマンだけに特定して、こういう個人でコントロールできるものについてはやらないということぐらい決める議論をするなら、これは撤廃です。

そういう本質論の議論をせずに、平均すれば2,000万以上もらっているというデータも当時はなかったと思うんです。そういう中で議論しているのだから、この1、2週間で、これはマニフェストだと、何でもやらなければいけないというときに、私はこの間耐え忍んでいますけれども、暫定税率はどうなるかわからない状況です。

それから、いろんな先生方がやりたいマニフェスト項目がたくさんありますね。何があってもこれだという御議論も本当によくわかるんですけども、今日の日の御飯が食べられない人のために歳出しましょうよ。今日の日の教育を受けられない子どもたちのために歳出しましょうよ。そのための減税なら喜んでやりましょうよ。だけれども、必ずしもそうじゃない人が含まれているだろうこの制度を、何があっても今年やらないと、民主党は大うそつきになるということは、私はにわかには承服しかねます。

○峰崎財務副大臣

小川政務官、どうぞ。

○小川総務大臣政務官

いいですね、古本さん。まさに政治家、古本伸一郎の魂がこもっている。払う側と払われる側が同じなら、もう事業所得としてやればいいじゃないですか。それはそれとして、ただ民主党としてこれは言ってきたこと責任はありますから、今さら根幹だ何だという話を通るのかどうかというところから議論しないと、それだけの責任を負っているという議論です。

少しお聞きしたかったのは、私は何としてもマニフェストに掲げたことはやりたいんです。これは国民との関係において。だけど、あれもやれるこれもやれるというのがきかない中で、我々が一度是非やるべきなのは既存歳出の削減なんです。ざっと5兆円、各省で、今の概算要求予算の1割です。それを我々がそれぞれいるところで、1割切ってきますということを財務大臣なり、菅副総理なりに言えれば、これは満額すべて通るわけです。あらゆることが。その努力を我々がやらない中で、あれもやっ

てこれもやってというのは大串さんに怒られますけれども、非常に酷な状況になっておりまして、私は総務省の関係で副大臣と協力して、1割切ってこいと言われてたら3日でやりますと、大串さんに毎回申し上げてきた。それが各省でできるのかどうなのか、これは税調の議論ではありませんけれども、このいろんなマニフェスト項目を実現しようとするときに、私たちは既存歳出を削減して新しいことをやりますと言い続けてあの選挙を闘ってここまで来た。ここへ来て是非これを各省で、それぞれが胸に手を当てて、概算要求の既存歳出から1割切れるかどうか、これを是非考えて持ち寄って、財務大臣に一言言ってあげれば安心して、わかった、ではマニフェストやろうではないかという話になるのではないかと思って、是非持ち帰っていただきたいんです。少し税調と離れますけれども。

○渡辺総務副大臣

中川先生の前に、私がお話を聞いていいのか。さっき総理官邸に行きました。原口大臣と地域主権のことで、時間があつたので、そのことも言いました。やはり総理から財務大臣でも、菅副総理でも号令を出して、概算要求を我々が見直せと言われてたときに、はっきり言って補正予算のカットをやりましたね。あのときに比べれば、正直言って来年度予算の概算要求のカットは、あれほどきめ細かくできなかったかもしれない。補正予算はもうとにかく必死になってやった。それをもう一回我々の中でやるのではないかと、マニフェストを最初に切るのではなくて、既存の予算をカットして、それでもどうにもならないんだったらマニフェストに手を付ける。我々は、今までの支出は全額見直します、税金の使い道は改めます、見直しますと言って、マニフェストを実現しますと言ってあの選挙の中で、どこに財源があるんだとさんざん自民党から言われ、評論家から言われ、それでもとにかく特別会計を含めて見直すことによって財源は生まれますと、我々はそう言って有権者に言い続けて勝ったわけですから、まず最初はそこだと思ふんです。

小川さんをフォローする意味ではないけれども、まさに彼が言ったとおりなので、これは共有したいと思います。

○峰崎財務副大臣

文部科学副大臣。

○中川文部科学副大臣

いいですね。いい議論になってきたと思います。要は、それを議論するんだったら、個別に一つひとつやるのではなくて、どういう形で優先順位をつくっていくかということ、ここで議論するんだったらやらせてもらいたいです。だけれども、それはトータルで、本当は戦略会議辺りで、その整合性を付けて、その中でこれとこれはやりたいけれども、こっちはちょっと無理だねという話であるとするれば、ここでその中身をどのように整合性を合わせていくのかということ、これを議論する。いわゆる枠組みをつくっておいて、こちらを向いて下してくるというプロセスがないと、絶えず議論が

そこでぐるぐる回るわけです。

だから、そのこのところを税制調査会としては、しっかりと向こうを向いて意思表示をしてもらって、マニフェストの優先順位と、それから、4年間でやるということですから、来年やる分とその後やる分を整理しろ、その整理の上で、こちらでやっていこうではないかぐらいのことは言ってもらいたいと思います。

○峰崎財務副大臣

ちょっと待ってください。やや予算のフレームあるいは優先順位、その他のことは、多分阿部さんや下地さん、あるいは大串さん辺りのところは、そういう場でかなり議論されているんだろうと思います。ちなみに、この場においてどんな状況にあるかということ、話すようなことはできますか。

○大串財務大臣政務官

額的にどういう予算になっていくかということに関しては、今年度の税収がスタートラインです。今年度の税収は、まだはっきり言ってわかりませんが、御案内のようにおそらく40兆円を切るレベルになるだろうというところからのスタートラインです。ですから、それが来年度税収にかなり関連していくということになるので、来年度予算においても大変厳しい総枠の中での議論になっていくということが、今のところ言えるぎりぎりのことだろうと思います。

そういう中で、事業仕分けと行政刷新会議、これは本当は古川さんがお話しになることでしょうけれども、財務省でもサポートをやってきて一生懸命やりました。その中の歳出の削減は一生懸命やっておりますけれども、マスコミでいろいろ、これだけの歳出削減になりましたという数字が出ておりますけれども、それに対して今、これは戻すべし、あれは戻すべしといういろんな意見がございますので、実際に事業仕分け、行政刷新会議で削れる、見直せるというところは、実際はもっと多分皆さんがマスコミ等々で見られている数字より、ずっと少ない数字になるということが現状だというふうに、私自身は推測として思っています。

その中で、先ほど小川さんもおっしゃったように、みんなで予算をもう一回見直してみようという話があるのは非常にありがたいことではあります。ですから、もし皆さんの方で、うちの予算もやる気を出して、あと1割見直してみようではないかという声があったら、私などにも寄せていただくと、今まで事業仕分けなどで聞いていた声は、これ以上はなかなかできないという声が圧倒的に多かったものですから、そうではなくて、自分たちで見直せばもっとできるんだという声があるのであれば教えていただくと、私たちも非常に尺度になります。

○峰崎財務副大臣

今の関連ですね。どうぞ。

○中川文部科学副大臣

それでは、この場での議論の土台にはならないんです。さっきの扶養控除とか配偶

者控除を、どういう形で持っていくのかとか、暫定税率をどういうふうにしていくのかとか、こういうものの優先順位を、まずこれは来年確実にやるんだという政治的意思決定をここでできるんだとしたら、ここで議論しましょう。ここでできないんだとしたらできるところでやりなさいという話をちゃんと整理して持っていかないといけません。はっきりしてほしい。

○峰崎財務副大臣

増子さん、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

古本政務官と小川政務官の大変勇気ある御発言と同時に、政治家としての見識というのは大変評価をしたいと思います。しかし、一方、政治という立場は、我々は選挙で勝ち抜いてきて、有権者に訴えた最大のものは、先ほどもお話がありましたとおりのマニフェストなんです。勿論できるものできないものは当然出てきて当たり前なんです。

そのときに、なぜできないかということをも明確に国民の皆さんに説明をしなければいけない。それと同時に税収が、今、大串さんの言うように伸びないことが明らかになってきた。一方では、赤字国債 44 兆円の枠を超えないというがんじがらめの状況であるならば、一体これはどうするんだと、税がまとまらなければ予算も組めないわけでしょう。ここで増税の議論をして、結果的にどのぐらいになるかということが決まらないうちは予算編成ができないわけですから、いろいろマニフェストをやることにした、結果的にこれだけ足りない。それでは、これは何で補うんだと。では、赤字国債でしばらく我慢してやっていくのか、あるいはそれはできないから歳出を思い切って削減して 44 兆円と税収の枠でしかやっていけないんだというところをできるだけ早く、一方では示していかないと、我々が税の議論をしている最中に、向こうではいろんなことを言っているわけですから、国民から見れば一体どちらの方向に向いているんだという、非常に方向が定まらない、不安定な、もっと極端なことを言うとダッチロールしているのではないかという変な不安をかきたてることはいけないと思っています。

是非、ここで減税と増税の話も非常に大事なことです。ここで税はやっているけれども、その中で本当にマニフェストをやるかやらないのか、きちっと整理をすることが必要だと思います。必ずしも私ども、これは何が何でも 200%やらなければいけないというところで本当に突っ張るのかどうか。これは議論の仕方ですから、是非財務省の言うことだけではなくて、政治的な判断の中での我々の判断も是非尊重してもらわなければいけないということだけ申し上げておきたいと思っています。

○大塚内閣府副大臣

古本さんから、先ほどいい問題提起をしていただいたんですが、ただ、念のため、私の見解を申し述べますけれども、これは法人成りして、法人税のところでごまかし

ているオーナー会社、同族会社がいるのではないか。そういうことを前提に、だからそういう人たちの所得税の方は法人税の方でも、要は法人の経理をちゃんとやっていないかもしれないから、その人たちの所得税は損金不算入にして、ほかの人たちとは別の所得税の扱いにして、こちらの法人税の世界のごまかしを許さないという発想なわけで、これはやはり混同しているんです。法人税のところでおかしなことをやっているという性悪説に立って対応するんだったら、法人税のところで補足をする、きちっとした国税の調査をやればいいわけであって、やはりこれは混同していると私は思います。そこのところは意見の違いかもしれないけれども、是非御理解いただきたいと思います。

もうこれ以上は言いませんけれども、このデータはしっかり推計していただいたのかもしれないけれども、私は信じられません。だからもし、出してきたデータに基づいて議論しろというんだったら、この分野はまたゼロから一緒に推計をさせてください。サンプルも含めて。

なぜかといえば、主税局に是非反省してもらいたい。8ページにあるように、制度導入時の推計で、最初800万円の適用除外基準にしてやったら対象が5、6万社で290億と言っていて、19年は1,600万円に引き上げて、これは2、3万社に減るから160億と言っていて、今回推計したら700億、いかにずさんな前提で税制改正をやったかということをお反省してもらいたい。

そういう意味でも、一回ここは仕切り直しをしていただいた方がいいと思います。その上で、私もさっき申し上げたように、みんなで財源を捻出しましょう。それに加えて、古本さん、小川さんもおっしゃったとおり、別の控除のところとか抜本的なところで違う形で議論するというならそれはもう大賛成だし、やはりここは私はこれ以上言いませんので、最終的な結論は税調の判断に従いますが、私の考え方、信念も変わりませんので、以上です。

○峰崎財務副大臣

山田農水副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

これは、私がネクスト厚労大臣のときに、75歳以上の人の株などの所得について、1,000億の減税とか、それを新聞記事か何かで一回読んだことがあって、いわゆる分離課税、さっき古本さんが言った、明日の生活をどうするかという人に対して、これを我々が今やるということが大事なことだと思います。しかし、今まで自公政権の中では、金持ち優遇の税制だったと思います。それで分離課税を、例えば先物商品取引とか金融取引等について、さっき言った青天井でやっている部分とか、そういったものについてこの税調で、そこに課税する。これだったら国民も納得してくれると思うし、そういった方向での論議も必要ではないかと思うんだけど、古本さんが随分苦労していることはよくわかるし、我々はマニフェストで国民にも約束してきた。そうい

ういわゆる金持ち優遇税制と我々が言ってきた、そういったものをここで大きく見直す、これをこの税調でやる、それでもどうしようもなかったら国債を発行してでも景気対策をやっていく。そういう方向性を少し考えていいのではないか。

○峰崎財務副大臣

加藤副大臣。

○加藤法務副大臣

大塚さんの話も山田先生の話もごもつともで、私もそのとおりでと思います。さっきの特殊支配同族会社の件は、こだわるようで申し訳ないけれども、個人事業主の方が法人成りして、一人オーナー、一人従業員だというケースとだけ比較をして、しかし、実際の適用はそうじゃない会社にまで広がるということだと、これはやはり筋が通らないと思うし、何回も言っているとおり、そもそも給与所得控除の方で青天井がおかしいと思っているから、そこは頭打ちにした方がいいという考え方ではありますが、それをもっと抜本的にやるということであれば、その方がよほど筋がいいと思うので、そういう議論にしていただければ大いに乗れますが、さっきの古本さんが言っていた、どういうところに税金を使おうとか、我々がそれぞれ厳しい予算の中でも更に削ろうという思いは、政治家としては非常によくわかるけれども、この議論はこの議論で、もうちょっと筋の通る方向に是非収斂をさせていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

○古本財務大臣政務官

財源が枯渇して苦しい中で、優先順位をつけようということが若干錯綜させてしまったのかもしれませんが、すぐれて税制の話として提起したつもりなんです。ここだけは整理しておきたいと思いますけれども、この方々が何やら経理を少し不正にしているのではなかろうかとか、そういうことであればそちらのアプローチで強化すべき、あるいは監視すべきではないかというお話を大塚副大臣からいただいたんですけれども、決してそうではないんです。やはり自分の給料を自分で決められるということは、やはり大きいことなんだと、これは合法的にできるんです。

そういう方々が2回控除できるという、経費処理をし、そして所得控除できるという、その税制の在り方を根本から議論した上で、これを倒していくというこの議論をするということは、私は一つの見識としてあり得るのではないかと思うし、他方で2,000万の上限の話で提案しましたけれども、例えば1,000という話がかつてこの場でもありましたけれども、実はそういう議論もリードできるのかなといういろいろ研究してみたんですけれども、さっきの表で申し上げたように、本当にちょこっとしか効果が出ないと、あれをもっと低いところで線を引けばいいのかとか、3,000万がいいのか、5,000万がいいのか、そういう議論はあると思うんですけれども、自らそれを決められることにあるということについてどう考えるのか。そういうことで申し上げたつもりです。

○峰崎財務副大臣

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

この税制は来年にせずに、もうちょっと先送りしたらどうかという意図だったと思うんだけど、それは賛成です。だけれども、税の基本は、もうかっている会社で給料が払えて、かつ、もうかっている会社で法人としての税も払えるわけですね。それを減免するという事は、何を言っているかと言ったら、エンタープレナーシップというか、起業家に挑戦する、企業になるということは、所得が増えてお金がもうかるから頑張ると、それはサラリーマンをするよりも商売人であれというようなインセンティブを前向きにつくり出していくような税なんです。今、苦しんでいるところはもう利益も上がらないし、こんなのつくったって何もならない。だから、今、苦しんでいることについては別個経済対策としてやらなければいけないんです。その話とこの話とは別なんです。

そう考えていくと、恐らく来年やる話ではなくて、もう少し時間を置いて時代背景が変わってきたとき、お前頑張れというようなところでいく話なのかという意味で、私は賛成なんです。

あと細かいいろんな制度の整合性を持ってくるというのは要と思うけれども、この原点に戻るといふことかと思えます。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

多分、皆さん政治家同士で活発な御論議で、税調がだんだん煮詰まってきたと思いますが、まず、先ほど来、御提起のありますように、民主党もマニフェストを掲げられて、そしてそれが全部一挙やればいけれども、やはり順番というか工程表は、当然、国家戦略室なり局なりで重みづけをしていただかないと、やはり進まないというのも御指摘のとおりだと思いますので、社民党や国民新党はこの場にもオブザーバーとして参加もして、かなり発言もできておりますので、またそういう戦略室や局の段階でも、その重みづけを含めて話し合っ、皆さん思いは一緒だと思うんです。査定大臣であり、要求復活大臣でありという非常に分裂したような中で、どなたも大変御尽力ということは思いますので、それは中川先生が最初の方でおっしゃってくださったように、この税調で与えられたことと、それともう一步大きく外で包む論議を是非、これは峰崎先生にしかるべく、菅さんか、鳩山さんになるのかに、言っていたきたいと思います。

2点目は、そもそもそうではあっても国民にわかりやすい税の姿を見せようということで、この税調がずっとやってきた中で、私は例えば扶養控除を外したり云々という論議の前に、いわゆる単なる財源論議でどこを持ってきて、どこを張り付けようと

いう論議の前に、課税の公平性という点で、さっき山田先生のおっしゃった総合課税といますか、ここはもう絶対に避けて通れないし、峰崎先生にお願いですから、これは税調でも議論すべきことだと思いますので、是非やっていただきたいと思います。

それなくして、例えば控除を外すことで生活できなくなることがずっと懸念しております。税法を誰からいただいて、どこに配分していくか、これは民主党の皆さんの給付付き税額控除は賛成いたしますので、その前提の中でお願いをしたいと思います。

3点目は、個別の中小企業の減税の税率ということにのみ特化して、私の考えをお申し述べたいと思いますが、これは社民党としてもマニフェストに書いてございます項目で、皆さんと合意を図りながら、可及的とは言いませんが、なるべく早くやりたいと思っております。

先ほど来、下地さんもお話しになりましたように、今、補正予算等々で、そもそも中小企業の、とりわけダメージがひどい状況から、どうやって、何とかエンパワーしてやっていただけるかというところに眼目が置かれざるを得ない状況がある中で、今回については検討する時間を設けて、むしろ直接支援的なものの方がいいかなど。

補正予算をやっておりますと、そういう思いになります。

それと同時に、私どももずっとこれはやりたいと思いながら、しかし、もう一つの観点で、3分の2は既に利益を上げられていないという構想の中で、トータルとして見ますと、やはり雇用の問題とも絡みますが、社会保険料負担が中小企業にとっては大変重いであろうと、これは大きな問題になっていると思います。雇用継続していただくためにもその部分についての配慮なり支援が必要というふうに考えておりますので、勿論頑張って、儲かって、ちゃんと税金も払いたい。みんなタックスペイヤーになりたい。それがモチベーションだというのはよく理解しております。

今後この税制が話されるときに、もう一つの視点としての中小企業全般の非常に何が問題になっているかというところで、社民党としてずっと懸念しております点は、とにかく雇用しておけば、そこに発生してくる保険料については、もうかっていようが、もうかっていまいが、特に雇用を継続していただくということにおいて大変ですので、是非この辺りも、ここでの論議かどうかは別ですが、少し考えを共有していただければと思います。

以上3点です。

○峰崎財務副大臣

大分議論が進んでまいりまして、理屈の世界の議論というのは、先ほど大塚副大臣が提起された問題というのは、給与所得控除というのはなぜ設けられたのかというところの原点と、これはクロヨン対策ということが非常に大きかったと思うんです。そういう意味で、これがすべての法人にまで事実上適用されるようになってきていますので、一人オーナーとか特殊支配同族会社の場合は別ですけれども、いずれにせよ、そういう給与所得控除がクロヨンで始まっていながら、実はほとんどのものに適用さ

れてしまっているということで、ある意味所得税制の在り方のところは、先ほど古本政務官が言ったように、一回しっかり考えてみる必要のあるものなのかもしれないですね。あるいは法人税制のところをそれをチェックするのか。いずれにせよ、二重にかかっているところと、それから、実際には古本さんが先ほどおっしゃいましたが、そこら辺が一つのポイントになるので、これは今さらここで蒸し返すことはしません。先ほどの山田副大臣や今の阿部さんのことも、いわゆる今日、所得税の在り方をどういうふうに見ていったらいいのかということで、これは本当に大問題だと思っているんです。

マニフェスト上あるいは我々民主党が過去に言ってきたのは、全部総合課税をまだ放棄しておりません。ですから、ここはやや受け売りのところがあるんですが、アメリカという国を見ていただくと、総合課税で非常に累進性が残った所得税に依存しているんです。北欧のように、社会民主主義というか、ああいう伝統的なところは、比較的フラットな所得税、住民税、法人税あるいは付加価値税、どういうことになっているかということ、私の理解では北欧の国々はみんなで納めて、それをみんなで使おうと。アメリカのような国々は、高額所得者を中心にして小さい政府を成り立たしていく。そういう大きな違いがあると思います。

ですから、これは日本が将来の国をどういうふうにとっていくのかということと課税の在り方というのは密接に結びついているのではないかと思います。ですから、そういうところを含めて、今日は大変いい議論をさせていただいたと思っておりますので、これは継続して税調の中で議論するし、また専門家委員会の中でも是非今のポイントはやっていきたいと思っておりますが、当座の問題として、これはマニフェスト事項に入っています。当然のことながらこれをやらないといけない義務が私たちにはあるんです。これは責任だと思うんです。

先ほど文科副大臣から非常にいいことをおっしゃっていただいて、今のマニフェスト事項の取り扱いの中で、どの順位に私たちのものがあるのだろうか。この問題も含めて。そういうときに、実は今の財政状況が非常に大きく左右しているのではないかとということだけは御理解をいただきたいと思っております。

これは決してやめろとか言っているわけではなくて、そういう財源論の裏付けがないと、なかなかこれは難しいですねという領域はそこだと思っているんです。そういう意味で、今回の租税特別措置の要望事項の中で、本当に実現して、しかも重要事項として位置づけてもいいぐらい重要な問題なので、本当にこれを実現できる条件といえますか。それはもう一度、今お話がありましたように、菅さんや戦略室、あるいは今、予算編成をやっておりますので、そこに私どもも要望についての順位づけとか、これを実現できる条件があるかどうか、こういったことについての対応は進めてみたいと思っておりますが、その結果についてまた御報告申し上げないといけないと思っておりますので、平場でそういうマニフェスト事項の順位づけがここでできる条件が率

直に申し上げて、今日はマスコミの方もおられますので、なかなか難しいと思いますので、そこは私ども総務と財務の両副大臣を中心にして、政務官もおりますので、責任を持って対応してまいりたいと思います。その結果をまた報告させていただきと思います。

非常に厳しいということは、私どもが言うまでもないことなので、今日は本当に大変に論議をしていただいたとっておりますので、そういう形で議論上の問題、将来の国家像の問題、そして今の当面する財源の問題、こういった点で整理をさせていただければというふうに思っておりますので、今日の御意見をしっかりと承りたいと思います。

増子経済産業副大臣は、また、個別の副大臣折衝がありますので、その中でもしっかりと議論をさせていただければと思っております。

もう7時ちょっと前になって、まだ今日は2つしか、しかし重要な2つが終わったと思っておりますが、国際課税と。終わったというのは、今日のあれですが。資産課税、納税環境整備と3つが残っておりますが、2次査定案を示すということがございますので、それと合わせて引き続いて議論させていただくということで、とりあえず項目を絞って。

○小川総務大臣政務官

説明を簡潔にして。

○峰崎財務副大臣

やや2時間という時間が短いかもしれませんが、今日はあつという間で、そういう意味では明日5時から予定しておりますが、皆さんの要望があれば4時半ぐらいから始めることもできなくはないですが、もう決めてらっしゃいますでしょうから、5時～7時までという予定で、少しピッチを上げて明日はやってみようと思っておりますが、重要な課題については時間をかけて、みんなの共通理解を得ながら方向性を示していくことは是非議論していきたいと思っております。

今日は途中で終わりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

皆さん方大変ありがとうございました。本日は、これにて終わりたいと思っております。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。